

# 会 議 録

平成21年度 第1回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 平成21年8月12日 13時30分

開催場所 和光市役所 全員協議会室

開 会 時 刻 13時30分

閉 会 時 刻 15時00分

出席委員

事務局

鈴木 栄子 竹村 幸子 柳下 すゞ子 鈴木 正敏 和田 百合子 牛島 康榮 勝海 東一郎 菅野 隆 柳下 晃次 金子 正義 益子 絹恵 小田原紀慧子 鈴得 敏明 山崎 操  <p style="text-align: right;">(14人)</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">保健福祉部長</td> <td style="width: 50%;">田中 義久</td> </tr> <tr> <td>総務部次長兼収納課長</td> <td>村山 義行</td> </tr> <tr> <td>総務部課税課長</td> <td>大野 孝治</td> </tr> <tr> <td>健康支援課長</td> <td>石川 信夫</td> </tr> <tr> <td>健康支援課主幹兼課長補佐</td> <td>市川 浩</td> </tr> <tr> <td>健康支援課国保年金担当統括主査</td> <td>武田 珠美</td> </tr> </table>	保健福祉部長	田中 義久	総務部次長兼収納課長	村山 義行	総務部課税課長	大野 孝治	健康支援課長	石川 信夫	健康支援課主幹兼課長補佐	市川 浩	健康支援課国保年金担当統括主査	武田 珠美
保健福祉部長	田中 義久												
総務部次長兼収納課長	村山 義行												
総務部課税課長	大野 孝治												
健康支援課長	石川 信夫												
健康支援課主幹兼課長補佐	市川 浩												
健康支援課国保年金担当統括主査	武田 珠美												

欠席委員

冨澤 嘉子  
  
(1人)

備  
考

会議録作成者氏名 武田 珠美

発言者	会 議 内 容
市長	<p>……私が5月に市長に就任してから初めての運営協議会ということで、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。</p> <p>まず、国民健康保険の状況に関しては皆さん非常にお詳しいと思いますが、今はまさに総選挙の時期に入ってきております。国民健康保険の抱える制度的、構造的な問題はたくさんございますけれども、残念ながらこの総選挙においては、ほとんど論点になっておりません。一部で後期高齢者医療制度と絡めて若干関係した部分が出てくる程度であります。</p> <p>こういう中でございますが、今後も今までどおり財政的な問題点や構造的な問題点について、皆さんに一つ一つご審議していただかない状況でございます。この国民健康保険の問題というのは本来であれば国政で議論されるべきと私は思っていますが、先の問題になっていきますので、今後とも皆様におかれましては地域自治をしっかりと行いまして、国民健康保険の運営に関してご審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
市川主幹	<p>市長は次の予定が入っておりますので、まことに恐縮ではございますが、ここで退席をさせていただきます。</p>
市長	<p>では、よろしくお願ひします。</p>
市川主幹	<p>それでは、これより協議会の議事に入りたいと思いますので、議事の進行につきましては金子会長さんのほうにゆだねます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
金子会長	<p>それでは、座らせていただき、議事を進行させていただきます。</p> <p>本日の協議会につきましては、会長代理の柳下徹委員が退任いたしましたので、会長代理が決まっておりません。会長代理の選出をいたしたいと存じます。</p> <p>会長代理につきましては、国民健康保険法の施行令第5条に「会長及び会長代理は公益を代表する委員の中から全委員の選挙によって選出をする。」ということになっておりますが、慣例により委員さんからの推薦で選出しておりますが、そのような方法でよろしゅうございますか。</p>
各委員	<p>はい。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>では、推薦ということにしたいと思います。  それでは、どなたかご推薦をお願いしたいと思います。</p>
柳下（す）委員	<p>鈴得様にお願いいたしたいと存じます。</p>
金子会長	<p>ただいま柳下委員さんから鈴得委員さんに会長代理をお願いしたいという推薦がありましたが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
金子会長	<p>異議がないようでございますので、それでは拍手をもって確認したいと思います。（拍手）  それでは、鈴得委員さんを会長代理として決定いたしました。鈴得さん、こちらにおいでいただきたいと思います。  議事に入る前に、会長代理に決まりました鈴得さんに自己紹介とごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
鈴得委員	<p>このたびは会長代理ということでご推薦いただきまして、ありがとうございます。  私、国民健康保険運営協議会委員も長い間務めさせていただいております。職業は社会保険労務士ということで、健康保険などに関与していますので、一生懸命やりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）</p>
金子会長	<p>どうもありがとうございました。  事務局から資料の差しかえの申し出がありますので、事務局のほう、説明をお願いいたします。</p>
武田主査	<p>事務局よりお願いがあります。  事前に書類のほうを送付させていただきましたが、審議事項2、審議事項3、報告事項、対象経費のグラフにつきまして資料の差しかえがございます。皆様のお席の上に差しかえ分を用意しておきましたので、後ほど資料を差しかえていただきますようお願いいたします。不要となりました書類は会議後、机の上に置いておいていただければこちらで回収させていただきますようお願いいたします。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>ただいまから平成21年度第1回和光市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況について、事務局から報告願います。</p>
武田主査	<p>事務局より報告いたします。</p> <p>本日は15名中14名の委員さんの出席となっておりますので、過半数を超えております。</p>
金子会長	<p>事務局から報告のありましたように、出席委員は14名で過半数を超えておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入る前に議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>鈴木栄子委員、益子絹恵委員、よろしくお願いたします。</p> <p>なお、協議会の議事録に関しまして確認していただきたいことがございますので、事務局より説明願います。</p>
武田主査	<p>議事録の作成について説明いたします。</p> <p>協議会の議事録は公開することになりますので、委員さんの質問、発言については委員名を明記して議事録が作成されますので、ご了承いただきたいと思ひます。</p>
金子会長	<p>以上のようなことございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>それでは、市長より諮問がありました事項について審議していききたいと思ひます。</p> <p>なお、時間の関係から質問及び答弁につきましては簡潔明瞭にお願いしたいと思ひます。</p> <p>始めに、審議事項から進めていききたいと思ひます。</p> <p>審議事項1、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。</p>
石川課長	<p>それでは、審議事項1、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>政府は、出産育児一時金につきまして、被用者保険の支給額を4万円引き上げ4.2万円とする改正健保法等施行令を5月22日に公布し、施行いたしました。出産育児一時金の10月1日からの4万円引き上げは、医療機関への直接支払いと一体となった緊急の少子</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>化対策の措置だとして、条例などで出産育児一時金の支給が定められる国保保険者に関しましても、今回の改正の趣旨を踏まえて適切に対応するよう求めているものでございます。当市におきましてもこのようなことから、38万円から4万円引き上げ、42万円とするものでございます。平成21年10月1日から平成23年3月31日までの時限的措置としているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
金子会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして質問をお伺いしたいと思います。</p>
竹村委員	<p>特例措置ということはどういうことですか。38万に改正されたのはまだほんの1年ぐらい前の話だというふうに記憶しています。この間改正で審議したばかりです。この特例措置とは、2年間、この間だけが42万円になるということでしょうか。</p>
石川課長	<p>10月1日から23年3月31日までの間42万円にということですので。それ以後につきましては、妊産婦の負担などを考慮して、政府のほうでもまた検証していくということですので。時限的な措置ということでございます。</p>
金子会長	<p>事務局から特例措置について説明していただきたいと思います。</p>
石川課長	<p>特例はあくまでもこの期間内ということですので。</p>
金子会長	<p>よろしゅうございますか。</p>
竹村委員	<p>はい。わざわざ改正する必要があるのでしょうか。なぜ改正の必要があるのか私にはわからないのですが。</p>
石川課長	<p>これは国民健康保険の条例の中で決めなければならないことになっておりますので、それが現在38万円でございますので、それを42万円に改めるということですので。</p>
竹村委員	<p>そうすると、では23年の4月になって、今まで42万円が38万円に戻し、この場でまた決議するのですか。</p>
石川課長	<p>そうではなくて、その期間だけということですので、それを過ぎ</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>たらそのまま今度38万円に戻ります。</p>
竹村委員	<p>それは今度は改正する必要がないということですね。</p>
石川課長	<p>そうです。</p>
竹村委員	<p>はい、わかりました。</p>
鈴木（正）委員	<p>国の少子化対策ということで、これは一つの施策だと思いたすが、現在、出産費用の相場はどのくらいなのでしょう。医療機関によって違うと思いますが。</p>
金子会長	<p>事務局、わかる範囲内でお願ひします。</p>
石川課長	<p>現在は50万円くらいだと思います。私が領収書をつけて請求しておりますけれども、大体50万円台の領収書が多いですよ。</p>
牛島委員	<p>私のところでは大体40万円でやっていますけれども、もうちょっと原価割れじゃないかと思ひます。</p>
菅野委員	<p>40万円では安すぎる。</p>
牛島委員	<p>我々は公的な医療機関ですので、勝手に上げるわけにはまいりません。一応こういう一時金と同額くらいしないと。最近3万円の産科医療補償費が入りましたので、少し高くなりました。それはいろいろな訴訟の問題で、長引くとお金が原告に入りませんので、何しろお金だけは先にあげましょうと。そのための保険制度みたいなものですね。そのために3万円を上積みということになりました。</p> <p>安いかと言えば安いですよ。民間ですと3けたに近いところが結構ございますから。ただそれはちょっと違ひと私自身は感じています。ただ、医療の場合には、企業と違ひて原価計算ができないのです。ですから昔決まったものが何となくずると上がってきているという、そういった傾向にあるのかなと思ひています。それは皆さん感じていらっしゃるのだと思ひますけれども。まあ妥当な数字だと私は思ひますよ。</p>
金子会長	<p>ありがとうございます。ほかに何かございますか。</p> <p>それでは、ほかに質疑がございませんので、ここで質疑を打ち切</p>

発言者	会 議 内 容
各委員	<p>り、採決に入りたいと思います。</p> <p>事務局より提案がありました和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
金子会長	<p>異議がないようでございますので、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に審議事項２、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、事務局からお願いいたします。</p>
石川課長	<p>和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。</p> <p>平成２０年４月３０日に地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、今回国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めるものでございます。</p> <p>第１３条第１項及び附則第２項につきましては、前回特別徴収に関する条項の追加時に漏れがあったために修正するものでございます。施行状況は公布の日からとするものです。</p> <p>附則第３項につきましては、上場株式等に係る配当所得について申告分離課税制度が創設されたことに伴う条文の追加でございます。平成２２年１月より上場株式等に係る配当所得について、納税義務者の選択により総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができるということから、当該所得についても他の分離課税に係る所得と同様の取り扱いをする旨の規定を新たに設けるもので、施行は平成２２年１月１日からとするものでございます。</p> <p>附則第４項及び附則第５項につきましては、特定の土地の長期譲渡所得の特別控除創設に伴う改正でございます。平成２１年１月１日から平成２２年１２月３１日までの間に国内にある土地等を取得し、その土地等を長期譲渡した場合、その譲渡所得の金額から最高１，０００万円が特別に控除できるということから、同様の取り扱いをする規定を設けるもので、施行は平成２２年４月１日からとするものでございます。</p> <p>附則第７項は法律の項ずれに伴う附則の引用部分の改正でございます。</p> <p>また、附則第８項は項ずれに伴う改正でございます。施行は平成</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>22年1月1日からとするものでございます。</p> <p>附則第9項は、以前から旧附則第6項と第7項が4準則と逆転していたものを修正したために生じた改正で、施行は平成22年1月1日からとするものでございます。</p> <p>附則第10項は、地方税法附則の改正「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に改められたために生じた改正で、平成23年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上について国民健康保険税において地方税法の一部改正と同様の取り扱いを行うために改正するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
金子会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対しまして、質問等がございましたらお願いします。</p>
鈴木（正）委員	<p>この改正によって国保税の賦課状況にどの程度影響するのでしょうか、余り影響はないかなと思いますが、いかがでしょう。</p>
石川課長	<p>この制度、計算は出してございませんが、件数的にはそれほど多くないかなと思っています。ですので影響はそんなに大きくないと思われま。</p>
金子会長	<p>ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。</p> <p>それではご質問がございませんようですので、質疑を打ち切りまして採決に入りたいと思います。</p> <p>事務局より提案のありました和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
金子会長	<p>異議なしのお声でございますので、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に審議事項3、平成21年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について事務局より説明を願います。</p>
石川課長	<p>平成21年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ついてご説明させていただきます。</p> <p>今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,565万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ58億3,816万1,000円とするものでございます。</p> <p>歳入でございますが、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目3出産育児一時金補助金は、法律改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの期間、出産育児一時金が4万円引き上げられることから、歳出補正額260万円の6分の3の金額130万円を増額し、目4介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、介護報酬改定による介護保険料の値上げを抑制するための緩和措置でございまして、過去3年間の介護納付金をもとに算出し、469万5,000円を増額するものでございます。</p> <p>款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1繰入金につきましては、出産育児一時金4万円引き上げに伴い、法定繰り入れとして歳出補正額260万円の6分の2の金額86万7,000円を増額するものでございます。</p> <p>款11繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金は、平成20年度歳計剰余金といたしまして6,878万8,000円を増額するものでございます。</p> <p>以上が歳入の主なものでございます。</p> <p>歳出でございますが、款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金が4万円引き上げられることから、10月から翌年3月までの出産育児一時金の件数を65件と見込み、260万円増額し、目2支払手数料は医療機関等への直接支払い制度設立に伴い、国民健康保険団体連合会への手数料1件200円、件数65件といたしまして1万3,000円増額するものでございます。</p> <p>款9基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、国民健康保険給付費等支払基金積立金といたしまして2,257万7,000円を増額するものでございます。</p> <p>款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金は、平成20年度退職者医療交付金の額の確定に伴い返還金5,006万円増額するものでございます。目6高額療養費特別支給金は、平成21年1月より75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者になった人につきまして、誕生月の高額療養費の自己負担額が見直され、75歳の誕生月に診療を受けますと保険が後期高齢者医療制度に切りかわりますので、2つの保険にまたがって入院したときなどに負担がふえることとなりますので、後期高齢者医療制度と健康保険制度でそれぞれ2分の1の額が適用されることになったことか</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ら、厚生労働省の通知により、特例により平成20年4月にさかのぼり適用し、支給することとなりました。1カ月1人当たり4万4,400円を見込み、4月から12月までの9カ月分で40万円増額するものでございます。</p> <p>以上が歳出の主な内容でございます。</p>
金子会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、平成21年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対しましてご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。</p>
鈴木（正）委員	<p>1点目の基金積み立てが2,200万増額するということが、これを積み立てた後の現在高は幾らでしょうか。2点目、国庫支出金の介護報酬改定による介護保険料の値上げを抑制するための緩和措置ということで460万、国庫支出金として入ってくるのですが、この内容がいま一つわからないんですが。これは介護報酬がかえって上がったために介護保険料が値上げされて、それを基金として負担していくということだと思っておりますが、この460万というのは、介護保険料と国保との関係でどの程度のものなのでしょうか。</p>
金子会長	<p>事務局のほう、わかりましたらお願いします。</p>
石川課長	<p>基金残高につきましては、補正後につきましては6,760万円の基金残高です。ですので、かなり運営が厳しい状況になっています。</p> <p>それから、介護従事者処遇改善特例交付金につきまして、今、鈴木委員さんから話があったとおりでございます。これにつきましては先ほどもお示しましたが、介護納付金の過去3年間をもとにしまして、総額が国で決まっておりますので、それを最初都道府県に次に市町村に割り振られたこととなります。それによって含めた金額が469万5,000円ということでございます。</p>
金子会長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p>ご質問がないようでございますので、それでは質問を打ち切り、採決に入りたいと思います。</p> <p>事務局より提案がありました平成21年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

発言者	会 議 内 容
各委員	異議なし。
金子会長	<p>ご異議ございませんので、平成21年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり決定することといたします。</p> <p>以上で諮問されました審議事項につきましての議事はすべて終了させていただきます。諮問された審議事項につきましては原案どおり決定した旨を市長に答申させていただきます。</p> <p>次に、報告事項として、報告事項1、平成20年度和光市国民健康保険事業決算状況の報告を事務局からお願いいたします。</p>
武田主査	<p>健康支援課の武田です。</p> <p>報告事項1の資料に基づいて、平成20年度和光市国民健康保険事業決算状況について説明いたします。</p> <p>ページをめくっていただきまして、1、平成20年度国民健康保険特別会計決算。</p> <p>(1) 平成20年度の歳入総額は58億2,284万1,344円、歳出総額は57億5,405万1,521円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は6,878万9,823円の黒字となり、黒字額は19年度と比較して1億7,971万8,563円減少しています。</p> <p>(2) 形式収支から前年度繰越金を差し引いた単年度収支は1億7,971万8,563円の赤字です。実質単年度収支では、単年度収支から基金の積立金・取り崩しを清算した2億290万9,563円の赤字となり、実質単年度収支から自主財源であるその他一般会計繰入金4億円を差し引くと6億290万9,563円の赤字となっております。19年度の4億8,875万4,726円の赤字と比較して、赤字額は1億1,415万4,837円増加しています。</p> <p>下の表の表-1は収支状況になります。上段が平成20年度の決算額となり、下段の括弧書きについては平成19年度の金額が記載されています。</p> <p>表-2につきましては、歳入のうちの繰入金についての内訳が記載されております。</p> <p>表-3実質収支につきましては、19年度と20年度について記載されております。</p> <p>2、医療費。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>国保加入者の調剤、療養費を含めた総医療費は44億4,266万3,006円で、19年度の71億9,775万3,830円と比較して27億5,509万824円、38.3%の減少となっています。これは老人保健制度廃止により、75歳以上が長寿医療制度へ移行したことによる減少です。</p> <p>また、退職者医療制度の適用年齢が以前は60歳以上75歳未満でありましたが、平成20年度から60歳以上65歳未満と改正されたため、一般分診療費の増加、退職分診療費の減少という結果となりました。</p> <p>表-4、診療費の状況（入院・入院外・歯科）について記載されています。3ページと4ページに分かれて記載されています。全体としては総診療費は平成20年度と19年度を比べますと増減率は22.0%の減少となっておりますが、①の一般分診療費につきましては20年度と19年度を比べますと80.6%の増となっております。</p> <p>4ページになりまして、②退職分診療費につきましては、20年度と19年度を比べますと66.7%の減となっております。これは退職者医療制度の60歳以上75歳であった方が60歳から65歳と改定されたために、退職者が一般分のほうに移行したことによる一般分の増加となっております。</p> <p>次に、3、国民健康保険税。</p> <p>(1) 平成20年度の現年分調定額（医療分）は16億8,982万4,300円で、19年度の19億4,012万1,400円と比較して2億5,029万7,100円（13%）減少しました。減少の主な理由は、75歳以上の加入者が長寿医療制度に移行したためです。</p> <p>(2) 保険税の収納率は84.98%で、19年度の87.21%と比較して2.23ポイント減少しました。減少の主な理由は、収納率のよかった75歳以上の世帯が長寿医療制度に移行したことと思われます。</p> <p>表-5 保険税の状況。現年分調定額には医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計が記載されています。20年度と19年度を比べますと、調定額は12.4%の減少となっております。</p> <p>表-6 保険税（介護納付金分）の状況です。こちらは20年度と19年度について増減率が0.1%の増ということで、大きな変化はございません。</p> <p>次に4、加入者等の状況。</p> <p>(1) 世帯数。年間平均世帯数は1万904世帯で、19年度の</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>1万2,332世帯と比較して1,428世帯(11.58%)減少しています。減少の主な理由は、75歳以上の加入者が長寿医療制度に移行したためです。</p> <p>(2) 加入者数。年間平均加入者数は1万8,274人で、19年度の2万1,583人と比較して3,309人(15.3%)減少しています。平成19年度老人保健加入者が3,251人なので、75歳以上の加入者が長寿医療制度に移行した人数とほぼ同数です。また、市人口7万6,672人に対する加入割合は23.8%となっています。</p> <p>退職者医療制度の適用年齢改正による推移状況は、平成19年度一般被保険者数は1万4,819人、退職被保険者数は3,513人、平成20年度一般被保険者数は1万7,281人、退職被保険者数は993人です。65歳以上75歳未満の退職者医療制度適用者のうち、約2,500人が移行したことになります。</p> <p>また、介護保険第2号被保険者数、40歳以上65歳未満は年間平均で6,398人、全体に占める割合は35.0%となっています。</p> <p>以上が決算状況の報告です。</p>
金子会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、平成20年度和光市国民健康保険特別会計決算状況の報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
鈴木(正)委員	<p>1点目ですが、国保税の状況で、19年度と20年度の現年分の調定額を比較すると、20年度のほうが1世帯当たりの税額が減少していますが、普通に考えますと75歳以上の後期高齢者分の対象者がいなくなりましたので、1世帯当たりの税額が上がってもいいのかなというふうに単純に考えるんですが、これは今不況で全体的に収入が少なくなっている状況の中でこういう数字になったのでしょうか。これは国保税だけじゃなく、市税全体の状況も言えるかと思うんですが、教えていただければと思います。</p> <p>それと、歳出の部分です。表の後期高齢者支援金が6億9,700万円という数字がありまして、これは後期高齢者制度が始まって最初の決算ですが、19年度までは老人保健拠出金だったと思うんです。これと比較して負担額の差はあるのか。その辺教えていただきたいと思います。</p> <p>それと、一般会計その他繰入金が4億円についてですが、この4億円は以前から続いていると思いますが、税収も調定額も厳しい状</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>況にあると思います。例えば今年度の課税の状況では、当初課税で想定した調定額との差がどの程度あるのか。予算どおり調定が上がってくるのかどうか。その辺と、これからの見通しとして、この4億円のその他一般会計繰入金、4億円で足りるのか、足りないのか。足りなければどの辺をふやしていく考えか、今度市長さんが新たにになりましたので、その辺の方向性、これは部長さんのほうからお答えいただければと思います。よろしくお願いします。</p>
金子会長	<p>3点質問がありましたので、お願いいたします。</p>
石川課長	<p>それでは、2つ目の後期高齢者支援金と老人保健拠出金との関係でご説明させていただきます。</p> <p>平成19年度は老人保健拠出金ということで拠出していたわけですが、20年度は後期高齢者支援金と、それから一部老人保健拠出金はまだ経過で残っておりますので、それとの比較ということでございます。</p> <p>平成19年度の老人保健の拠出金につきましては10億9,305万2,724円でございます。それで、20年度後期高齢者支援金と老人保健拠出金を合わせますと9億900万667円でございますので、その差が1億8,405万2,057円、16.87%の減となっておりますので、20年度の支出は16.87%少なくなっている状況でございます。それで、これの数字から見ますと国保財政のほうは少しいい方向にはきているのかなというところがございます。</p> <p>今後も後期高齢者医療制度ができたことによりまして、国保の保険財政は多少緩和される見込みはありますが、医療費がかなり伸びる予定でございますので、依然として厳しい状況が続くのかなというふうには考えております。</p>
田中部長	<p>先に3番目の繰入金、一般財源からの繰入金についてというご質問ですが、先ほど20年度の決算の状況をお話しした中で、19年度と比べてもやはり赤字額が1億1,000万強増加しているという状況の中で、21年度につきましては一般会計の繰入金を4億円から約2億9,000万に減額したという措置をしております。後期高齢者医療制度が始まって、いろいろ流動的な部分もございましたが、本年、20年度決算を終えました。21年度の現在までの運営状況を見るとかなり厳しいです。ここで20年度の決算が確定しましたので、今言った繰り入れ、あるいは返還金などの清算を行う</p>

発言者	会 議 内 容
大野課長	<p>と、やはりかなり厳しい状況です。そうすると、現状の歳入の中で国保会計を維持していくためには、やはり一般会計からの繰入金がある程度必要だろうというふうには考えております。</p> <p>それで、これは議会でもよく質問されますが、将来的な見込みとしてどうだろうということの中では、やはり和光市は長年この税率については据え置いてきたと。他市、他の自治体がいろいろ上げてきた中で、和光市はその辺は極力抑えてきて改定をしていないという状況もございます。長期的に見るとその辺はある程度見直しせざるを得ないだろうというふうには考えております。ただ、今の経済状況から考えると、直ちに税率を見直すというのは難しい状況かなというのも一方でございます。その辺はこれからの経済状況等も勘案しながらやっていきたいと思っております。</p> <p>また、一般会計におきましても、ご存じのとおり、法人・市民税もかなり厳しい状況は続いております。その中で、市を挙げてやりくり大作戦というようなことを行い、今までの予算執行に当たっては、予算がついたものでも十分執行に当たっては残せるものは残すというような方針のもとで今動いております。そういうような厳しい状況が一般会計、あるいは特別会計でもそれぞれ出ておりますので、その辺を総合的に考えながらやっていかざるを得ないだろうというふうには思っています。繰入金については今申し上げたように、ある程度このところで12月までの医療費の状況を見てみないとわかりませんが、新型インフルエンザ等の情報もございます。その辺が秋以降は流行するんじゃないかということがかなり懸念されておりますので、そういう状況によってはまた医療費が増大する可能性も十分ありますので、その辺も含めまして今後のあり方というのは考えていかなければならないと考えております。</p> <p>先ほど第1点目で質問がございました平成21年度の当初課税と当初予算の比較につきましては、当初予算につきましては、14億5,800万円を計上いたしまして、実質上の調定額が7月末現在17億400万円です。実質2億8,200万の調定増という状況です。</p> <p>あと、一番最初にご質問がございましたこちらの、ページで申し上げますと5ページの1世帯当たりの税額が20年度におきましては19年度より下回っているというお話でございますが、こちらにつきましては平成20年度、実際の所得換算で申し上げますと19年度中の所得という話になりますが、経済的なリーマンショックの影響前ですので、一概に経済情勢の悪化によって下回ったという形</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ではないかと思われます。</p>
金子会長	<p>よろしいですか。それでは、ほかにございますか。</p>
菅野委員	<p>毎年話題になるんですけども、収納率が減少したこと。やはり景気の動向もあるんでしょうけれども、これについてはどう考えますか。</p>
村山課長	<p>収納課長の村山と申します。</p> <p>この辺につきましては、通年的にいろいろと鋭意努力はしていますが、やはり景気の動向の関係で失業者、それと病気治療者というものがかなり多くなってきているのが昨年の秋口からの状況です。その中で、分納制度や猶予の制度を利用しても、なかなか一遍には納入できないという方が増えていますので、この辺に関してはどうしても数字が上がっていかないのが現状になっています。</p> <p>財産等があれば差し押さえ、それからそのほかの方法で収納率というのを上げていきたいのですが、国保税を納めていない方については市民税、固定資産税、そういうのも納めていない方がいますので、それを一遍に取るとなるとかなり難しい状態になってしまうのかなというのが現状でございます。</p>
菅野委員	<p>後からそういう数字は決まってくるのだと思いますが、そうしますと可能性として何%ぐらい回収でき、過去どの程度回収不能な金額があったのでしょうか。</p>
村山課長	<p>平成20年度の現年度で申し上げますと、約2億6,000万円ほどが滞納分ということで翌年度に繰り越していきます。そのほかにその前からの分というのを合わせますと、現年分の収納率は84.98%、滞納繰越分、その他を含めると大体52.3%前後の数字になってしまいますので、半分ぐらいの方しか納めていただけていないのが現状という形です。</p>
竹村委員	<p>本当になくて納められない人と、あるんだけども納めないという人と、割合というのはわからないですか。</p>
村山課長	<p>いや、割合は一切わからないですね。もちろん毎月第3木曜日に夜間、5時に勤務時間が終わった後、8時までと、それから収納課の場合は第3土曜日と日曜日も併設してやるような形で相談を設け</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ているんですが、そこへ来て相談をしてもらえれば本当はないのかどうかというのはわかりますし、もちろん財産を持っている方については差し押さえという形で処分させていただきますが、この辺が、先にご質問された委員さんのほうが言われたように、もう過去何十年からの積み重ねがきていますので、支払いするほうもその金額がどんどん高まっていますので、一遍に払うというのがなかなかできない。</p> <p>財産、不動産などを差し押さえ、売買すれば最終的に完納というのはできると思いますが、市のほうとしてもなかなかできないというのがありますので、地道に努力をして、少しずつ納めていただくというような方法です。もちろん、現年度についてはなるべく年度内に払っていただくような形でこの84%という数字が出てきているわけなんです。ほかの市町村だと80%以下というところもあり、経済状況によってもその辺の浮き沈みというのはどうしても数字上あらわれてしまうのが現状になります。</p>
石川課長	<p>あと、経済状況の関係で収納率が下がるということもあるんですけども、今回制度改正がありまして、75歳以上の方が国民健康保険を抜けまして、後期高齢者医療制度に入りました。その75歳以上の方たちというのが納税意欲が高い方たちなんですね。そういう方たちが抜けておりますので、その辺のところの影響もかなりあるのかなというふうには考えております。</p>
金子会長	<p>ほかにございますか。</p>
竹村委員	<p>差し押さえとは、給料の差し押さえについてもですか。</p>
村山課長	<p>もちろん、場合によっては給与も差し押さえます。ただ、国保に加入している方というのは給料をもらっていない方、自家営業、フリーターの方が多いので、給料の差し押さえというのはなかなかできないですね。大体は生命保険を持っている方については差し押さえさせていただきますので、こちらで強制解約して、その解約した分を税金として納めていただくという形もあります。</p>
勝海委員	<p>実際にそういうことをなされたことはあるんですか。</p>
村山課長	<p>もちろんそれは通年にやっています。督促を何回出しても、相談は一切来ない。それで収入を見るとある程度の収入はあって、生命</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>保険等も入っているということになれば、その生命保険を差し押さえさせていただきます。そのことについて通知し、何の返事もなし、収納する意欲もないということであれば、その後市のほうで解約をして、それを税金として入れていただくというのが通常の手続になりますので、そういう方法はやらせていただいています。</p>
益子委員	<p>そうやってずっと滞納が続いている方々の保険証というのはどういふふうになっていますか。</p>
石川課長	<p>短期保険者証の発行を主体に行っております。本来的には資格証明書というのがございまして、滞納されている方につきましては資格証明書を発行しますが、和光市は今現在それをやっておりませんので、短期保険証によって納税意欲を高めていただくというような方法をとっております。</p>
益子委員	<p>ということは、普通に健康保険証を使っているわけですか。</p>
石川課長	<p>今現在は使えるような状況になっております。</p>
村山課長	<p>通常の保険証が1年間有効ですけれども、短期保険証というのは半年、または3カ月、和光市ではないけれども、ほかのところでは3カ月という保険証のやり方があって、それを申請しに来ないと渡しませんよという形になっていますので、そのときに収納課へ来てもらって、税金を納めてないんですけれどもどういうふうな形で納めていただけますかというような相談をさせていただいているというのが現状になっています。</p> <p>あとは資格証というのは10割全部負担で、後で手続をして保険分を返してもらうという形なんですけれども、それは和光市は今現在、前の市長の方針で、一切資格証というのは使っておりません。</p>
金子会長	<p>未納は、何年かで打ち切りとなりますか。</p>
村山課長	<p>何の手続もしなければ5年で不納欠損という形になります。</p> <p>そのほかに経済状況その他で3年という形、それからもう財産も何もないということがはっきりすれば、即日で不納欠損という処理をする場合もありますけれども、そういう場合は全部金融機関に連絡したり、現地を確認したり、家族を確認したりして、何も押さえるべきものがないということになれば、5年、3年で不納欠損とな</p>

発言者	会議内容
	ります。
金子会長	それから、先ほど強制徴収という話がありましたけれども、年間のくらいありますか。
村山課長	<p>これは特に国保だけの処理ではないので、市全般的に一緒に行っています。平成20年度ですと不動産の差し押さえが29件、債権の差し押さえが172件、合計で201件と、あとはほかのところも一緒に差し押さえをしているところで、こちらから先に差し押さえしているところに、うちのほうにも滞納金がありますよという交付要求という手続があるんですが、これが79件です。</p> <p>債権というのが先ほど言いました生命保険、それからあとは一番大きいのが国税の還付金です。所得税の確定申告した後に還付金が出るので、それを事前に察知して、滞納者については先に国税のほうを差し押さえ、債権として税に入れてもらいます。</p> <p>金額に関しては申しわけありません、資料を持ってこなかったもので、また機会がありましたらご説明いたします。</p>
金子会長	この収納率ですけれども、和光市は県内で何番目ですか。
村山課長	県内ではやっぱり下のほうです。この4市でいくと2番目ぐらいにはなるんですけれども、かなり低いことは低いです。
金子会長	<p>毎回収納率については問題になって、もちろんいろいろ努力はされているんだと思いますけれども、先ほども出ましたように、支払えて払わない人と、ほとんど財政が厳しくて払えない人とあると思いますが、そこら辺のところをきちんと、国保は国保で整理していただいて、収納率を高めるような方策をいろいろ検討していただきたいと思うので、これはお願いをしておきたいと思います。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、平成20年度和光市国民健康保険特別会計決算状況の報告につきまして終わりたいと思います。</p> <p>そのほか何かございますか。</p>
竹村委員	この間、人間ドック、健康診断のお知らせが来たときに、市内の病院や指定された病院で受けてくださいというのがありました。できるだけ市内にというふうには聞いていますが、やっぱり退職した、サラリーマンの場合ですと、以前勤めていたときに、都内の病

発言者	会 議 内 容
石川課長	<p>院で人間ドックを受けて、データが都内の病院にあります。国保になって補助が無くなり、自己負担が7、8万かかるところがあるので、やっぱり選択の自由があってもいいんじゃないかと思うので、都内の病院でも人間ドックを受けて補助が出るような、そういう仕組みに変えていくべきだというふうに私は思うんですけども。</p> <p>志木市か何か、そういう広域に範囲を広げたということをお聞きしているんですけども、和光市の場合はいかがでしょう。</p> <p>和光市も確かに東京都と隣接しておりますので、そういう希望はかなりございます。今後そういうような形で受けられるような方法を考えていきたいと思っておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。</p>
竹村委員	<p>ぜひお願いしたいと思います。私はシーアイハイツに住んでいますけれども、ほとんど皆さん都内にお勤めされていて、ちゃんときちんと納税もしていますし、今までの社会保険の改正された健康保険のときと比べたら、健康保険税を払う金額もそんなに減っていないし、収入は減っているのに健康保険料はすごく高いですよ。自分の健康診断、健康を自分でちゃんと管理するということであるなら、都内で、交通の便利もいいし、今までの病院に、データがあるので、ぜひ指定病院など狭い範囲でなく、今の情勢に合わせたように拡大していただければ、より人間ドックが受けやすいんじゃないかなというふうに思います。</p>
金子会長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p>ないようでございますので、本日の会議はこれで終了いたしたいと思えます。</p> <p>きょうはどうもお暑いところありがとうございました。</p>

議事録署名人

\_\_\_\_\_印

\_\_\_\_\_印